

軽症高額該当基準 及び 高額難病治療継続者 について

1 適用日は令和3年10月1日です

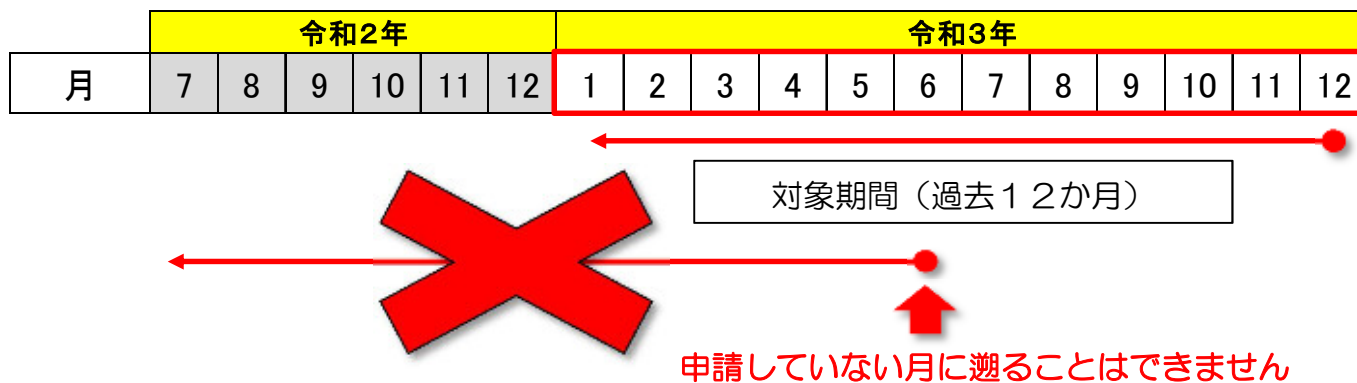
令和3年度更新申請においては、申請日が令和3年10月～12月となった場合であっても、更新後の受給者証の有効期間開始日は令和3年10月1日に遡り、有効期間に切れ目が生じないように適用することから、軽症高額該当基準及び高額難病治療継続者については、令和3年10月1日に遡り適用します。ただし、高額難病治療継続者については、令和3年10月が新規申請から6か月を経過していない場合は、令和3年10月1日に遡っての適用ができません。この場合、更新申請を行った翌月1日（申請日が月1日の場合はその日）から適用します。

2 医療費の対象期間は更新申請を行う月を含め過去12か月です

更新申請日に関わらず、医療費の対象期間は、更新申請を行う月を含め過去12か月です。対象期間を「申請していない月に遡り、その月を基準として過去12か月」とはできません。御注意ください。

(例) 申請を令和3年12月6日に行う場合

対象期間は、令和3年1月から令和3年12月までの12か月です。



3 令和3年10月から更新申請を行う月までの医療費も対象です

令和3年度更新申請においては、申請日が令和3年10月～12月となった場合であっても、令和3年10月から更新申請を行う月までの医療費も対象です。この期間の医療費については、自己負担上限額管理票に記載がないため、領収書等のコピーを提出してください。

高額難病治療継続者については、医療費の対象期間は本来であれば支給認定を受けている期間である必要がありますが、令和3年度更新申請においては、上記のとおり令和3年10月から更新申請を行う月までの医療費も対象となりますので、医療費が基準を満たしている場合は領収書等のコピーを提出してください。

郵送による更新手続の場合の申請日は消印日とします。

軽症高額該当基準

とは

指定難病の症状が「重症度分類」を満たしていない方であっても、指定難病とそれに付随する傷病に関する医療費が高額（※）となっている場合は、医療費助成の対象となります。

※ 指定難病とそれに付随する傷病に関する医療費の総額（10割）が **33,330円** を超える月が、申請月を含めて過去12か月以内に3回以上あること。

（例）申請を令和3年6月15日に行う場合

対象期間は、令和2年7月から令和3年6月までの12か月です。

【提出書類】 ※いずれか1種類

- ・自己負担上限額管理票のコピー（原本は提出しないでください。）
- ・領収書、診療報酬明細書など、医療費の総額が分かる書類（コピーでも受付できます。）

高額難病治療継続者

とは 「高額かつ長期」ともいいます。

新規申請の支給認定を受けて以降、指定難病とそれに付随する傷病に関する医療費が高額（※）であると、自己負担上限月額を減額できる場合があります。高額難病治療継続者として認定を受けた場合の自己負担上限月額については、更新手順の御案内の16ページの表を御確認ください。

※ 指定難病とそれに付随する傷病に関する医療費の総額（10割）が **50,000円** を超える月が、申請月を含めて過去12か月以内に6回以上あること。

（例）申請を令和3年12月6日に行う場合

対象期間は、令和3年1月から令和3年12月までの12か月です。

【提出書類】 ※いずれか1種類

- ・自己負担上限額管理票のコピー（原本は提出しないでください。）
- ・領収書、診療報酬明細書など、医療費の総額が分かる書類（コピーでも受付できます。）

※ 新規申請から6か月（申請した月を含みます）を経過していない場合は、要件を満たさないため、高額難病治療継続者としての認定を受けることはできません。

※ 現在、高額難病治療継続者としての認定を受けていない方で、現在お持ちの受給者証（有効期間が令和3年9月30日までのもの）に対し、高額難病治療継続者の適用を希望する場合は、令和3年9月1日までに特定医療費支給認定変更申請書（第13号様式）の提出が必要です。この場合の適用日は、変更申請日の翌月1日（変更申請日が月1日の場合はその日）です。